

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	上下水道部浄化センター	
契約締結年月日	令和7年4月1日	
業 務 名	汚泥廃棄物処理業務	
業 務 の 概 要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく下水汚泥等の収集、運搬及び処分（三つの手法による下水汚泥の資源化及びし渣等の埋立処分） 1 肥料化（下水汚泥） 2 セメント原料化（下水汚泥） 3 メタン発酵化（下水汚泥） 4 埋立処分（し渣・沈砂等）	
契約金額（税込）	<肥料化> 自然フーズ株式会社 処分 金15,950円/ t 予定金額 金63,002,500円 バイオサイエンス株式会社 自然フーズ株式会社行き 収集 金4,400円/ t 予定金額 金14,300,000円 有限会社美山運輸 自然フーズ株式会社行き 収集 金4,400円/ t 予定金額 金 3,080,000円 <セメント原料化> 太平洋セメント株式会社 中部北陸支店 処分 金19,800円/ t 予定金額 金21,780,000円 敦賀セメント株式会社 処分 金18,700円/ t 予定金額 金7,480,000円 住友大阪セメント株式会社 岐阜工場 処分 金21,120円/ t 赤穂工場 処分 金15,620円/ t 予定金額 金11,066,000円 三岐通運株式会社 太平洋セメント行き 収集 金5,808円/ t 敦賀セメント行き 収集 金6,908円/ t 予定金額 金9,152,000円 株式会社シミズ 住友大阪セメント岐阜工場行き 収集 金5,390円/ t 住友大阪セメント赤穂工場行き 収集 金10,890円/ t 予定金額 金3,514,500円	

	<メタン発酵化> 大栄環境株式会社 処分 金 19,800円/ t 予定金額 金 7,920,000円 三重中央開発株式会社 収集 金 6,270円/車 予定金額 金 2,508,000円 <し渣・沈砂等> 三重中央開発株式会社 し渣・沈砂等 収集 金 48,400円/車 処分 金 27,500円/ t 予定金額 金 358,600円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。														
契約の相手方	自然フーズ株式会社(処分)(下水汚泥) 太平洋セメント株式会社 中部北陸支店(処分)(下水汚泥) 敦賀セメント株式会社(処分)(下水汚泥) 住友大阪セメント株式会社(処分)(下水汚泥) 大栄環境株式会社(処分)(下水汚泥) 三岐通運株式会社(収集及び運搬)(下水汚泥) 株式会社シミズ(収集及び運搬)(下水汚泥) バイオサイエンス株式会社(収集及び運搬)(下水汚泥) 有限会社美山運輸(収集及び運搬)(下水汚泥) 三重中央開発株式会社(収集及び運搬)(下水汚泥) 三重中央開発株式会社(収集、運搬及び処分)(し渣・沈砂等)														
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 (該当する□欄に印をつけること) <table border="1"> <tr> <td>☒ 第2号</td><td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td></tr> <tr> <td>☐ 第3号</td><td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td></tr> <tr> <td>☐ 第5号</td><td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td></tr> <tr> <td>☐ 第6号</td><td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td></tr> <tr> <td>☐ 第7号</td><td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td></tr> <tr> <td>☐ 第8号</td><td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td></tr> <tr> <td>☐ 第9号</td><td>落札者が契約を締結しないとき。</td></tr> </table>	☒ 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。	☐ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。	☐ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	☐ 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。	☐ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	☐ 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	☐ 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
☒ 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。														
☐ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。														
☐ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。														
☐ 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。														
☐ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。														
☐ 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。														
☐ 第9号	落札者が契約を締結しないとき。														
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	産業廃棄物である下水道汚泥は、適切かつ確実に収集、運搬及び処分し、また、資源として有効利用を図ることが必要である。 これらを安全かつ安定的に行うため、異なる資源化手法並びに処分業者を選ぶこととした。以下の選定基準を基に、業務履行状況及び現地処分状況調査を行い、処分業者を選定した。														

	し渣、沈砂等は、発生量が少なく有効な資源化ができないため、陸上埋立処分とするが、汚泥処分に準じて業者を選定した。 1 処理能力に余裕があり、通常状態で施設への受入制限がないこと 2 輸送中に臭気発散等による二次的な環境問題が発生しない天蓋構造の車両で運搬できること 3 処分先地元住民との間で公害問題等の障害の発生していないこと 4 浄化センター処理機能に支障のないよう収集できること 5 資源化の工程の確認及び安全性が確認できること 6 他の公共団体等の受入実績があり、事業活動に十分に信頼性があること
--	--

※ 契約内容についてのお問い合わせは上下水道部浄化センターです。